

滋賀県型気候風土適応住宅基準 解説書

滋賀県特定行政庁連絡会議

令和7年4月1日

目次

○ はじめに	1
1 気候風土適応住宅とは	2
2 気候風土適応住宅の基準	2
3 滋賀県型気候風土適応住宅の基準	5
(1) 滋賀県型気候風土適応住宅の基準とは	
(2) 基準の適用等	
(3) 基準の告示内容	
4 滋賀県型気候風土適応住宅の基準の解説	7
(1) 基準の解説の構成	
(2) 基準の解説	
(4) ア(エ)	8
工法について、貫工法であること。	
(4) ア(オ)	9
柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。	
(4) イ(エ)	12
主たる居室の天井が竿縁天井または網代天井であること。	
(4) イ(オ)	13
縁側（外縁を除く。以下同じ。）の室内側に建具（開口部の高さが1.7m以上であって柱芯の間の長さ（建具が複数ある場合にあってはその合計）が3.64m以上のものに限る。以下同じ。）を設け、かつ、縁側の室外側に多層構成の建具を設けていること。	
(4) イ(カ)	16
県産材を7.5 m ³ 以上（そのうち構造材に3 m ³ 以上）使用していること。	
(4) イ(キ)	17
柱芯から垂木等の支持材の先端までの長さが0.9m以上の軒（ケラバの部分を除く。）を設けていること。	
(4) イ(ク)	19
自然通風の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること。	
5 滋賀県型気候風土適応住宅の運用	21
(1) 滋賀県型気候風土適応住宅の基準の利用について	
(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定制度について	
(3) 仕様基準等により省エネ基準へ適合させる場合の確認申請について	
(4) 運用上の注意について	
(a) 増改築における注意点	
(b) 計画変更における注意点	
(c) 滋賀県型気候風土適応住宅のチェックリストの位置付けについて	
6 関係法令等	27
(1) 関係法令	
(2) 用語の定義	

○ はじめに

滋賀県の地形的な特徴として、日本の中央部に位置し、周囲を伊吹、鈴鹿、比良、比叡など1000mを超える山々に囲まれ、その中心に琵琶湖が存在しています。周囲の山々から流れる大小の河川が扇状地や三角州をつくり、近江盆地を形成しています。

このような地形的特徴から、

- 1) 南部は温暖な太平洋型の気候
- 2) 湖北・湖西は日本海から吹き込む冬型の季節風の影響による日本海型の気候
- 3) 湖東地方は昼夜の気温差が大きい内陸性盆地気候

といった複雑な気候の変化を感じることができます。

その気候風土に適応するため、県内の住宅においては、庇で雨や雪を防いだり、日だまりのための縁側を設けたり、窓の高さや大きさ、配置等について自然通風や日照を考慮することで、冬は暖かく、夏は涼しくするといった設備に頼らない省エネルギーに寄与する住まいや住まい方の工夫が行われてきました。

また気候の状況によらず、県内各地においては、在来構法により建築される住宅も見られ、手刻みによる加工や伝統的な継手仕口等の伝統的構法により建築されることが少なくありません。これら既存の伝統的構法を用いた住宅を維持し、それらの技術継承していくことが重要な課題であると認識しているところです。

このような住宅は、地域に根ざした省エネルギーな住まいであり、地域の気候風土に適した住まい方を行うものでありながら、従来の省エネ性能確保の評価では判断することが難しいことから、滋賀県の住まい・住まい方をつくる地域の材料や技術を未来へ継承していくため、「滋賀県型気候風土適応住宅の基準」を定めることとしました。

なお、この基準については、運用する中で、必要に応じ見直しを行うことを考えています。

また、本解説はこの基準の具体的な要件や確認申請および完了検査申請時に必要な図書等を示すことで、設計者の実務および審査者の審査等において、共通の取扱いや様式でこの基準を円滑に運用できるようにすることを目的として作成しました。

滋賀県においては「滋賀県型気候風土適応住宅の基準」を活用することで、県内の伝統的工法を用いた住宅の維持や技術的継承に対する課題を解決しつつ、脱炭素社会の実現に寄与する取組みを継続していきたいと考えています。

1 気候風土適応住宅とは

気候風土適応住宅とは、地域の気候および風土に応じた①様式・形態・空間構成、②構工法、③材料・生産体制、④景観形成および⑤住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、外皮性能基準に適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する住宅をいいます。

令和7年（2025年）4月に施行される建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ基準」という。）への全面適合義務化に伴い、気候風土適応住宅については、引き続き外皮性能基準は適用されませんが、一次エネルギー消費量基準への適合が求められます。

2 気候風土適応住宅の基準

気候風土適応住宅の基準は、令和元年国土交通省告示第786号（気候風土適応住宅であることにより外皮性能基準に適合させることが困難であるものを定める基準。以下「告示第786号」という。）に定められています。

下記に示すように、告示第786号には国が定める基準と、所管行政庁が定める基準があります。

● 国が定める基準（第1項 第1号）

国が定める基準として、外壁、屋根、床および窓について要件が示されています。

● 国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準（第1項 第2号）

所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国が定める基準のみでは地域の気候および風土に応じた住宅であると認められない場合、第1項第1号の要件に必要な要件を別に付加し、基準を定めることができます。

● 所管行政庁が定める基準（第2項）

所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国が定める基準、および国が定める要件に所管行政庁が必要な要件を付加した基準では地域の気候および風土に応じた住宅であると認められない場合、第1項第1号の要件と同等であると認められるものを要件として別に定めることができます。

第1項第2号および第2項の規定に関しては、所管行政庁が各地域の気候および風土の特性を踏まえ、将来への技術の継承が危惧される等の要件を独自の基準として策定することを期待するものであり、本解説における滋賀県型気候風土適応住宅の基準も第2項の規定を基に策定しています。

また、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第10条により、令和7年（2025年）4月より、住宅を含む全ての建築物の建築について省エネ基準への適合が義務付けられることを踏まえ、気候風土適応住宅に関する基準が、次のとおり見直されています。

（1）外皮性能基準の適用除外の位置づけについて

気候風土適応住宅については、令和7年（2025年）3月までは従前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年省令第1号。以下「基準省令」という。）附則第2条

において、当分の間の措置として外皮性能基準の適用を除外していたところですが、令和7年（2025年）4月以降は恒久的な措置として、基準省令第1条第1項第2号イただし書きに規定されました。これにより建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適判」という。）等においても気候風土適応住宅の基準適用により引き続き外皮性能基準は適用を除外することとなりました。

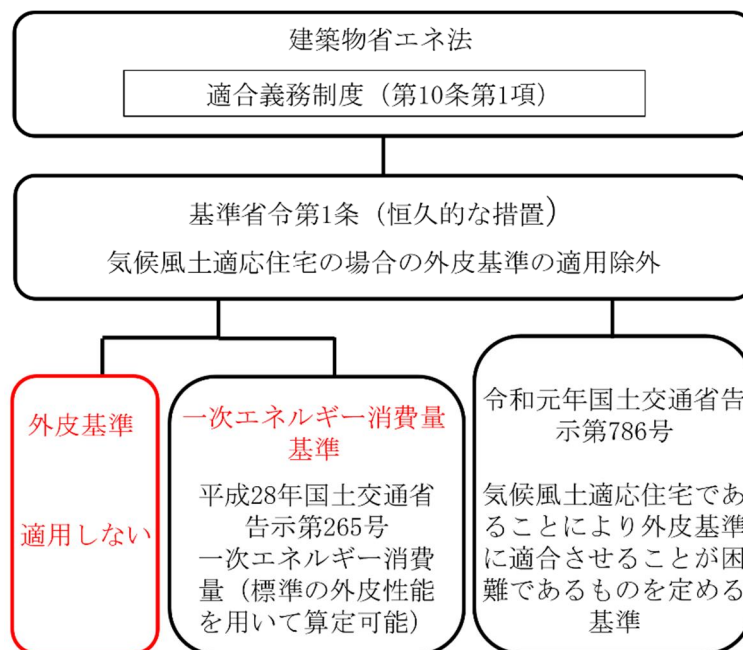
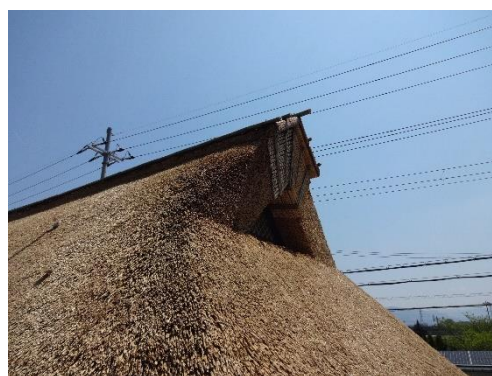


図1 令和7年（2025年）4月からの気候風土適応住宅の法体系

（2）気候風土適応住宅に係る仕様の例示の追加

告示第786号において、令和7年（2025年）4月より以下の仕様基準が追加されます。

① 屋根が茅葺であること



参考写真（茅葺）

- ② 屋根が面戸板現しまたはせがい造りであること（外壁に係る現行の要件を満たす場合に限る。）



参考写真（面戸板現し）



参考写真（せがい造り）

これらの仕様については、滋賀県型気候風土適応住宅の基準においても選択ができます。

3 滋賀県型気候風土適応住宅の基準

(1) 滋賀県型気候風土適応住宅の基準とは

滋賀県型気候風土適応住宅の基準（以下「滋賀県型基準」という。）は、告示第 786 号第 2 項に基づき、本県独自の気候風土適応住宅の基準として定めるものです。

なお、滋賀県型基準は、当面の間、運用しながら必要に応じて見直し等を行うものとします。

(2) 基準の適用等

① 対象地域

滋賀県内全域

② 適用

滋賀県型基準は、当該基準を告示した日以降に行われる以下の手続きに対して適用されます。

- ・ 建築主による所管行政庁または登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「所管行政庁等」という。）への、省エネ適判に関する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出
- ・ 建築主による建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）または指定確認検査機関への、省エネ適判を行うことが比較的容易なものとして省エネ適判を要しない建築物（建築物省エネ法における仕様基準または誘導仕様基準（以下「仕様基準等」という。）への適合を確認するもの）の確認申請書の提出

滋賀県型基準は気候風土適応住宅のための基準となっており、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）への適合は、別途確認を行ってください。

③ 用語の定義

本資料に定めのない用語の定義は、「気候風土適応住宅の解説」（一般社団法人住宅・建築SDGs推進センター）を参照してください。

(3) 基準の告示内容

滋賀県型基準の告示内容は次のとおりです。なお、本基準は、滋賀県内の各所管行政庁において告示されています。

令和元年国土交通省告示第 786 号第 1 項各号に掲げる要件と同等であると認められるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること。

- (2) 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。
- (3) 屋根が茅葺であること。
- (4) 次のアおよびイのいずれにも該当すること。

ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当すること。

- (ア) 外壁について、片面を真壁造とした土塗壁であること。
- (イ) 外壁について、片面を真壁造とした落とし込み板壁であること。
- (ウ) 外壁について、過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること。
- (エ) 工法について、貫工法であること。
- (オ) 柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれか1つ以上、または、(エ)から(ク)までのいずれか3つ以上に該当すること。ただし、アの(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない場合は、次の(ア)から(ウ)までのいずれか1つ以上、または(エ)から(ク)までのいずれか3つ以上((エ)または(オ)を含むものに限る。)に該当すること。

- (ア) 屋根が次のいずれかの構造であること。
 - a 化粧野地天井
 - b 面戸板現し
 - c せがい造り
- (イ) 床が板張りであること。
- (ウ) 窓の過半が地場製作の木製建具であること。
- (エ) 主たる居室の天井が竿縁天井または網代天井であること。
- (オ) 縁側(外縁を除く。以下同じ。)の室内側に建具(開口部の高さが1.7m以上であって柱芯の間の長さ(建具が複数ある場合にあってはその合計)が3.64m以上のものに限る。以下同じ。)を設け、かつ、縁側の室外側に多層構成の建具を設けていること。
- (カ) 県産材を7.5 m³以上(そのうち構造材に3 m³以上)使用していること。
- (キ) 柱芯から垂木等の支持材の先端までの長さが0.9m以上の軒(ケラバの部分を除く。)を設けていること。
- (ク) 自然通風の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること。

※上記の基準とあわせて、下記について確認を行う必要があります。

建築主に対して、気候風土適応住宅の適用を受けた計画であることについて説明を行ったものであることとし、建築主は気象要素を制御、活用する暮らしを行う意思があること。

- ・気象要素を制御、活用する暮らしとは、植栽、すだれ等の利用、窓の開け閉め等を活用した暮らしを行うこと。

4 滋賀県型気候風土適応住宅の基準の解説

(1) 基準の解説の構成

基準の解説の主な構成は下記のとおり。

1. 解説

滋賀県型基準の具体的な要件や補足説明等をまとめた項目。告示の内容を具体的な数値で示す等、基準を適用するのに必要な条件を整理しているため、滋賀県型基準を適用するためにはこの解説に記載されている全ての要件を満たす必要があります。

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

表形式で「必要な添付図書」と「明示すべき事項」をまとめた項目。「必要な添付図書」は、確認申請時または省エネ適判申請時に申請書類の添付図書として提出する必要がある、その添付図書には滋賀県型基準の審査を行うのに必要な情報である「明示すべき事項」を明示する必要があります。

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

表形式で「必要な添付書類」と「添付書類の内容」をまとめた項目。「必要な添付書類」は、完了検査申請時に工事監理の状況を把握するために必要な書類として準備する必要がある、その書類で「添付書類の内容」を確認できるようにする必要があります。

4. その他

基準によっては「用語の解説」や「留意事項」の項目を設けることにより、より適切に基準を運用できるように補足しています。

(2) 基準の解説

次ページから滋賀県型基準を解説します。なお、国の基準については、ここでは解説しておりませんので、必要に応じて、「気候風土適応住宅の解説」（一般社団法人住宅・建築SDGs推進センター）を確認してください。

(4) ア (エ)

工法について、貫工法であること。

1. 解説

筋交いを用いず、開口のない壁に貫を土台から桁間に設けた軸組構法（^{くさび}楔 締め）とすること。

なお、昭和 56 年建告第 1100 号に示される軸組以外の軸組とする場合は、限界耐力計算や時刻歴応答解析による構造設計を行うことになる。

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図または断面図	・ 貫工法の位置、貫の寸法を明示

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
各工法の施工写真	・ 貫工法の完成状況

○ 用語の解説

・ 貫工法

木造真壁造りの建物などで柱を貫いて相互に繋ぎ、楔で固定させる工法。壁下地材の取付け固定と壁の補強の 2 つの意味を持つ。



貫工法の施工写真（例）

（４）ア（オ）

柱、梁、母屋および土台に用いる木材について、手刻みによる加工がされた継手仕口であること。

１．解説

次の接合部は、手刻みによる仕口とする。

- ・土台と柱（間柱は除く。）
- ・柱と梁
- ・梁と梁
- ・母屋と束（母屋と垂木との接合部は除く。）

なお、仕口の手刻みについては、以下の①および②による。

① 墨付けについては、墨糸・墨差しを用いて大工が墨付けを行うこと

② 調整や仕上げは、鑿^{のみ}、鉋^{かん}、鋸^{のこ}、鉋^{ちょう}等の手道具を用いて行うこと。ただし、ほぞの穴開け、仕口のカットは、電動角のみや電動のこぎり等による加工を可とする。

２．確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
軸組図	・仕口の位置および種類

３．完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
手刻み証明書	・様式１（P11）による
手刻み作業の工程写真	・仕口の種類ごとに墨付け、手刻み作業中、手刻み完了時、建込完了時の写真（各工程３枚以下ずつ）

<留意事項>

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 47 条（構造耐力上主要な部分である継手または仕口）の規定において、金物を使用しない仕口は「長ほぞ差し込み栓打ち」が示されている。

ただし、建築基準法施行令第 47 条に示される仕口以外の仕口とする場合は、限界耐力計算や時刻歴応答解析による構造設計を行うことになる。

これらの構造設計を行う場合は、（公財）日本住宅・木材技術センターの「伝統的構法データベース」において、解析プログラムへの入力データの他、解析結果の検定方法が示されており参照することが可能である。



墨付けの写真（例）



手刻み作業中の写真（例）



手刻み完了の写真（例）



建込完了の写真（例）

(様式1)

年 月 日

手 刻 み 証 明 書

下表の工事名において、下表の接合部の仕口を手刻みで作業したことを証明します。

施工者（元請）

現場責任者名

施工者（下請）

手刻み作業者名

工 事 名	
工 事 場 所	
施 工 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
設 計 者	資格：（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号 氏名： 建築士事務所名： （ ）級建築士事務所（ ）知事登録（ ）号
手刻みによる加工が された接合部	・ 土台と柱（間柱は除く。） ・ 柱と梁 ・ 梁と梁 ・ 母屋と束（母屋と垂木との接合部は除く。）

※手刻みによる加工がされた接合部の該当部分は、○で囲む。

(4) イ (エ)

主たる居室の天井が^{さおぶち}竿縁天井または^{あじろ}網代天井であること。

1. 解説

主たる居室の概ね全ての部分について、竿縁天井または網代天井とすること。

なお、「主たる居室」かどうかの判断は、「平成 28 年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）（国立研究開発法人建築研究所）」に準じることとし、基本生活行為において、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室（リビング（居間）、ダイニング、キッチン（台所））をいう。

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
仕上表または天井伏図	・ 主たる居室の位置 ・ 天井仕上材の仕様およびその範囲

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
—	—

○ 用語の解説

・ 竿縁天井

竿縁と呼ばれる細い材を並べ、その上に天井板を載せたものをいう。

・ 網代天井

葦、竹、杉や檜の薄板などを、斜めまたは縦横に組んで編んだものをいう。



竿縁天井の写真(例)



網代天井の写真(例)

(4) イ (オ)

縁側（外縁を除く。以下同じ。）の室内側に建具（開口部の高さが1.7 m以上であって柱芯の間の長さ（建具が複数ある場合にあってはその合計）が3.64 m以上のものに限る。以下同じ。）を設け、かつ、縁側の室外側に多層構成の建具を設けていること。

1. 解説

縁側（※1）、その縁側に面した室内側の建具（※2）および室外側の建具を設置している柱芯の合計寸法を3.64 m以上とすること。

（縁側、その縁側に面した室内側の建具および室外側の建具を設置している柱芯の合計寸法） $\geq$ 3.64 m

※1 幅が柱芯で0.75 m以上を対象とする。

※2 建具は、掃き出し、引き込み戸、開き戸等（はめ殺し部分は除く）とする。

床面から高さ1.7 m以上とする。（図2参照）

床から立ち上がりがある場合は、床からの高さが0.4 m以下（図3参照）で、その立ち上がり面から引戸等の高さが1.7 m以上ある場合は、対象とすることができる。

※3 多層構成の建具とは、雨戸、格子戸、ガラス戸、障子など複数の建具を用いたものとする。ただし、シャッターは除く。

（例1）ガラス戸と雨戸

（例2）ガラス戸と障子

※4 縁側と隣接する居室との仕切りは障子等の建具とする。（図4参照）

※5 外縁は、外気と一体となったものとする。

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図 （図4・5参照）	・縁側および有効に開放ができる建具を設置している柱芯の合計寸法
立面図および断面図	・開口部の種類、高さおよび開放範囲 ・床からの立ち上がりがある場合は、その立ち上がり高さ

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
—	—

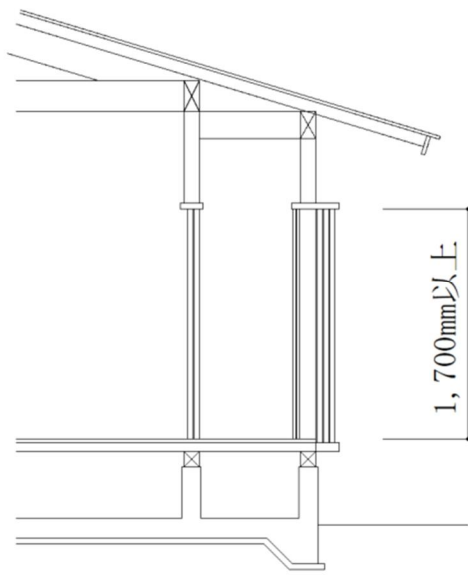


図2 一般的な掃出窓

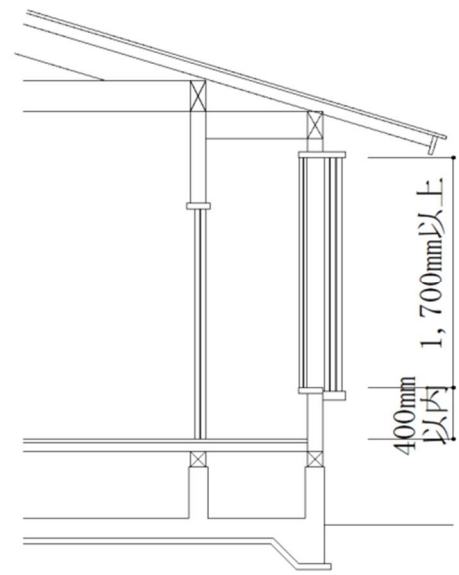
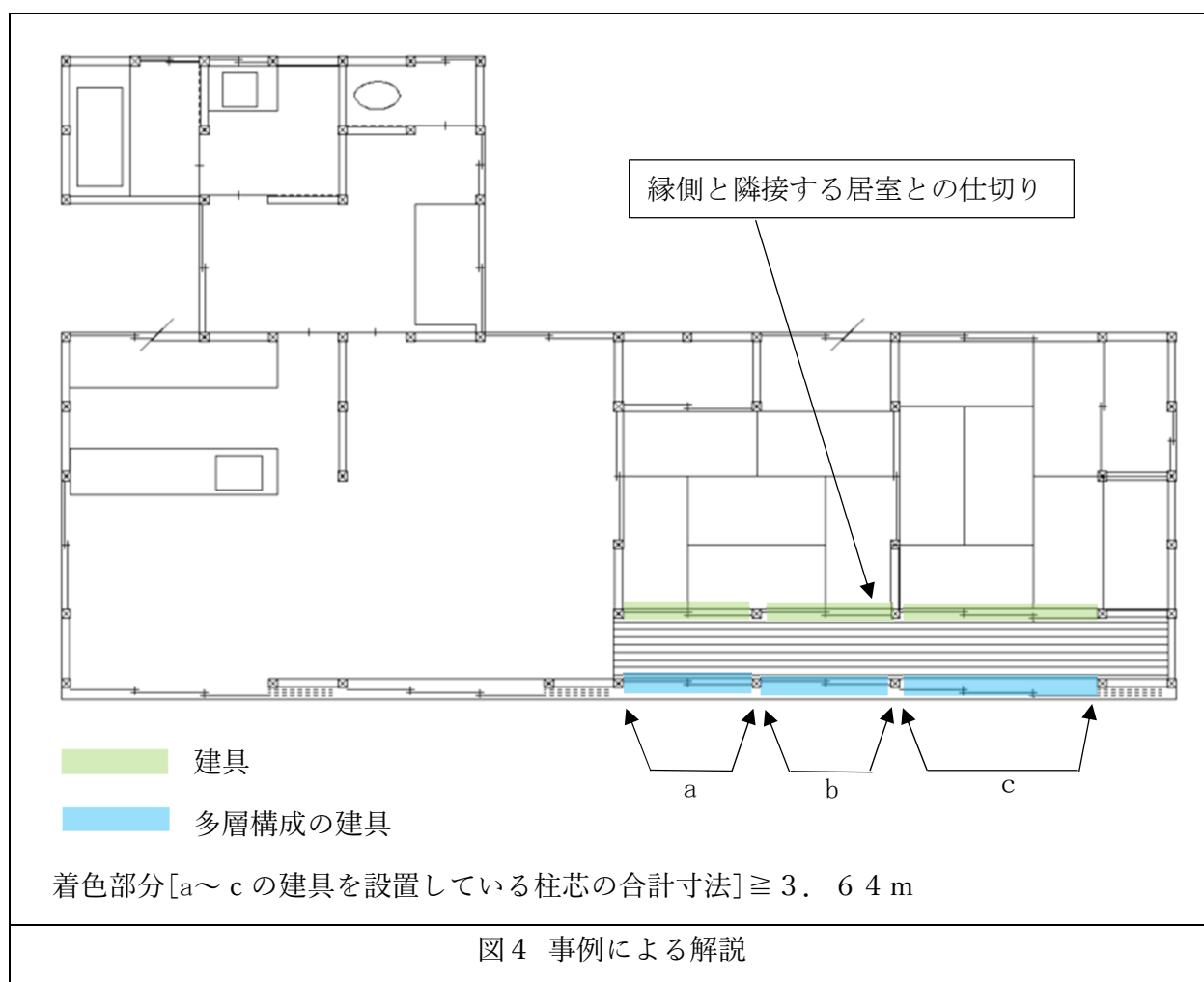
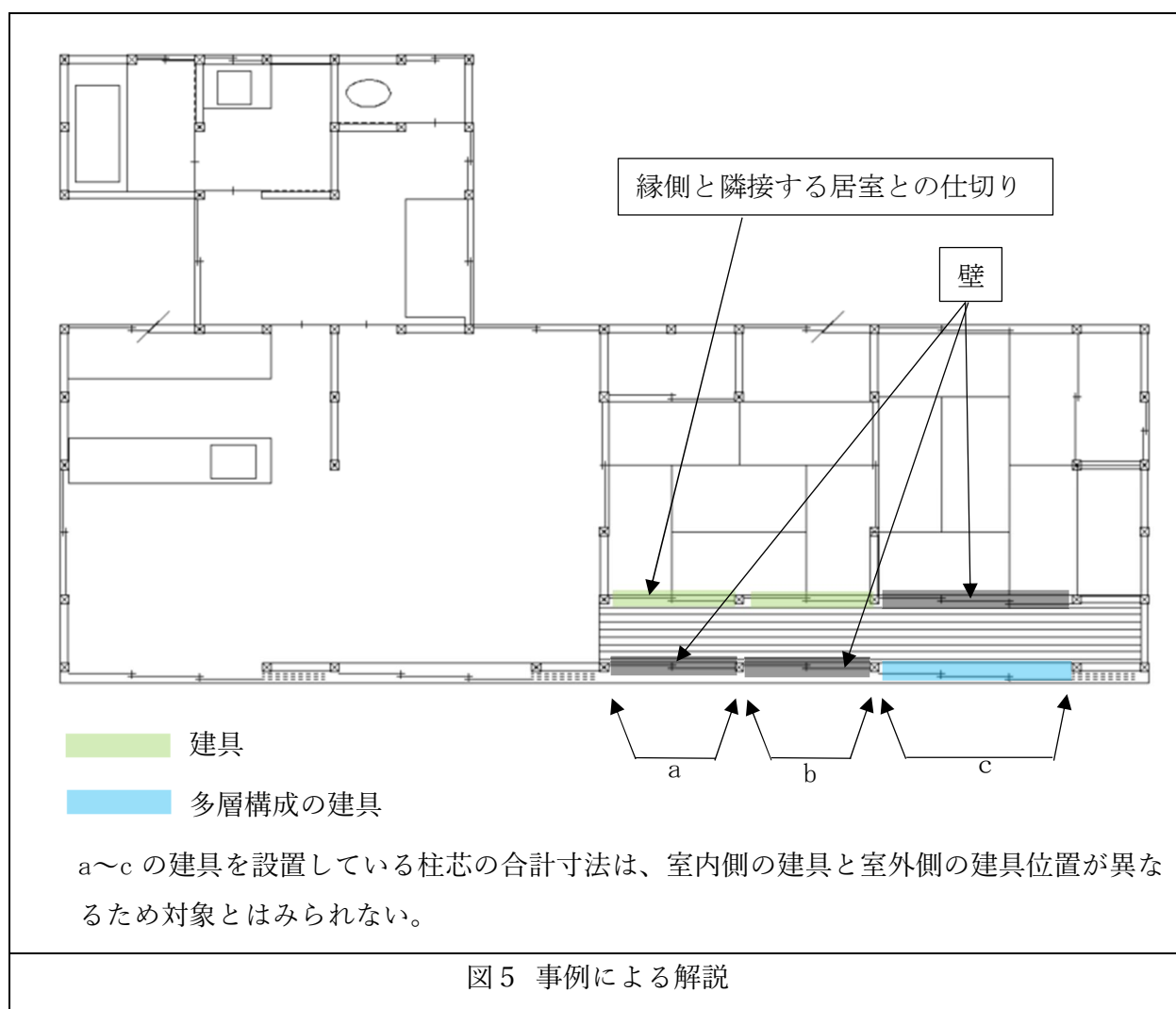


図3 縁側等の引違窓に立上りがある場合





（４）イ（カ）

県産材を7.5 m³以上（そのうち構造材に3 m³以上）使用していること。

1. 解説

- ・本要件による県産材とは、びわ湖材とする。
- ・びわ湖材とは、滋賀県内の森林から法令に基づき適切に伐採された原木およびその原木を加工した製材品等の木材をいう。
- ・使用する木材について、県産材の使用量を7.5 m³以上（県産材の使用基準として、構造材に3 m³以上使用すること）とする。
- ・構造材とは、土台、大引、柱（管柱、通柱）、梁（小屋梁を含む）、桁、胴差、母屋、方づえ、火打ち、棟木、隅木および小屋束等とする。

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
仕様書または構造図	・県産材の使用箇所（予定を可とする） ・県産材の総体積およびその算定根拠 ・県産材のうち構造材の体積およびその算定根拠

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
びわ湖材証明書	・「びわ湖材産地証明制度」により認定を受けた木材業者および製材業者等（認定事業体）が適正に管理し、県産材であることを証明
びわ湖材出荷証明書	・びわ湖材（構造材）の使用内訳が分かるもの
仕様書または構造図	・確認後に使用量の変更があった場合は、体積の算定根拠



びわ湖材の使用写真（例）

(4) イ (キ)

柱芯から垂木等の支持材の先端までの長さが0.9m以上の軒（ケラバの部分を除く。）を設けていること。

1. 解説

建物のケラバを除く概ね建物の外周の全ての部分について、柱芯から垂木等の支持材の先端までの寸法を0.9m以上とする。（軒に沿って設ける庇が外壁の芯から0.9m以上あるものも条件を満たす軒とみなすこととする。）

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

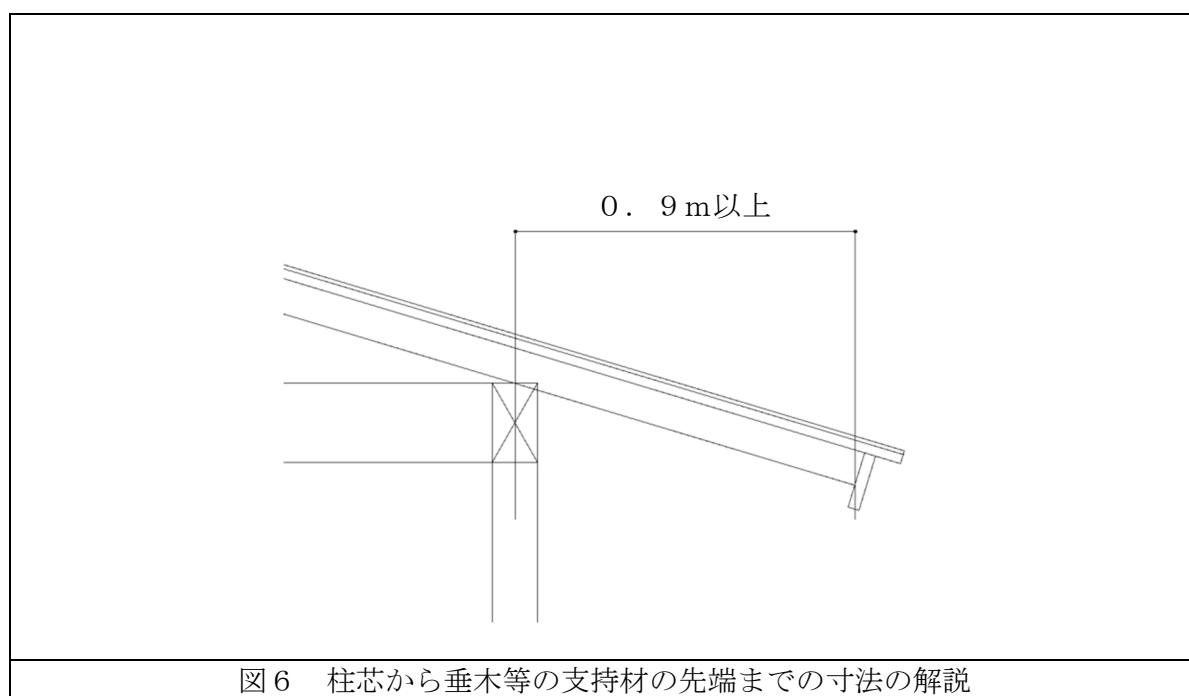
必要な添付図書	明示すべき事項
平面図 (図7参照)	・ 軒先端の位置および柱芯からの長さ

3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
工程写真	・ 軒の出長さの計測および確認状況

○ 用語の解説

・「ケラバ」とは、切妻屋根の妻側の端部。



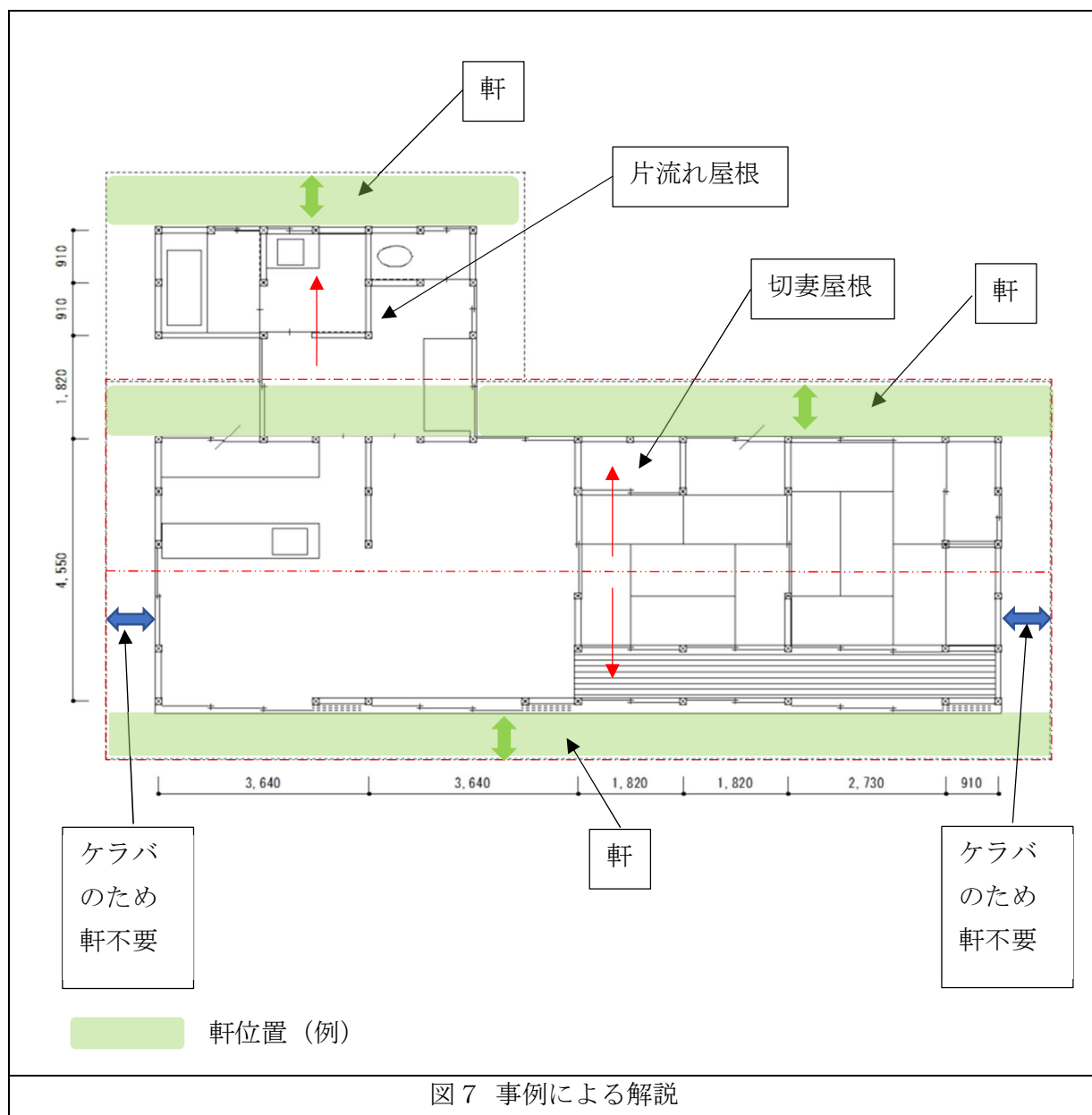


図 7 事例による解説

(4) イ (ク)

自然通風の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること。

1. 解説

「自然通風の取り込みに配慮した複数の窓を設けていること」とは、下記①および②のいずれにも該当するものとする。

① 全ての居室において、次のいずれかの自然通風に配慮した間取りと開口部を配置すること。

(1) 居室ごとに、高窓（※1）、天窓もしくは地窓（※2）を用いて高低差のある窓を設けること。ただし、同一面に設けるものを除く。

※1 高窓とは、窓の上端が、窓が取り付け壁に接する天井の一番高いところから50cm以内であるもの。

※2 地窓とは、窓の下端が、床面から30cm以内であるもの。窓の下端が床面から30cm以内の掃き出し窓を含める。

ただし、2階以上は、窓の下端が床面から140cm以内であるもの。

(2) 居室ごとに対角な面に窓を設けること。

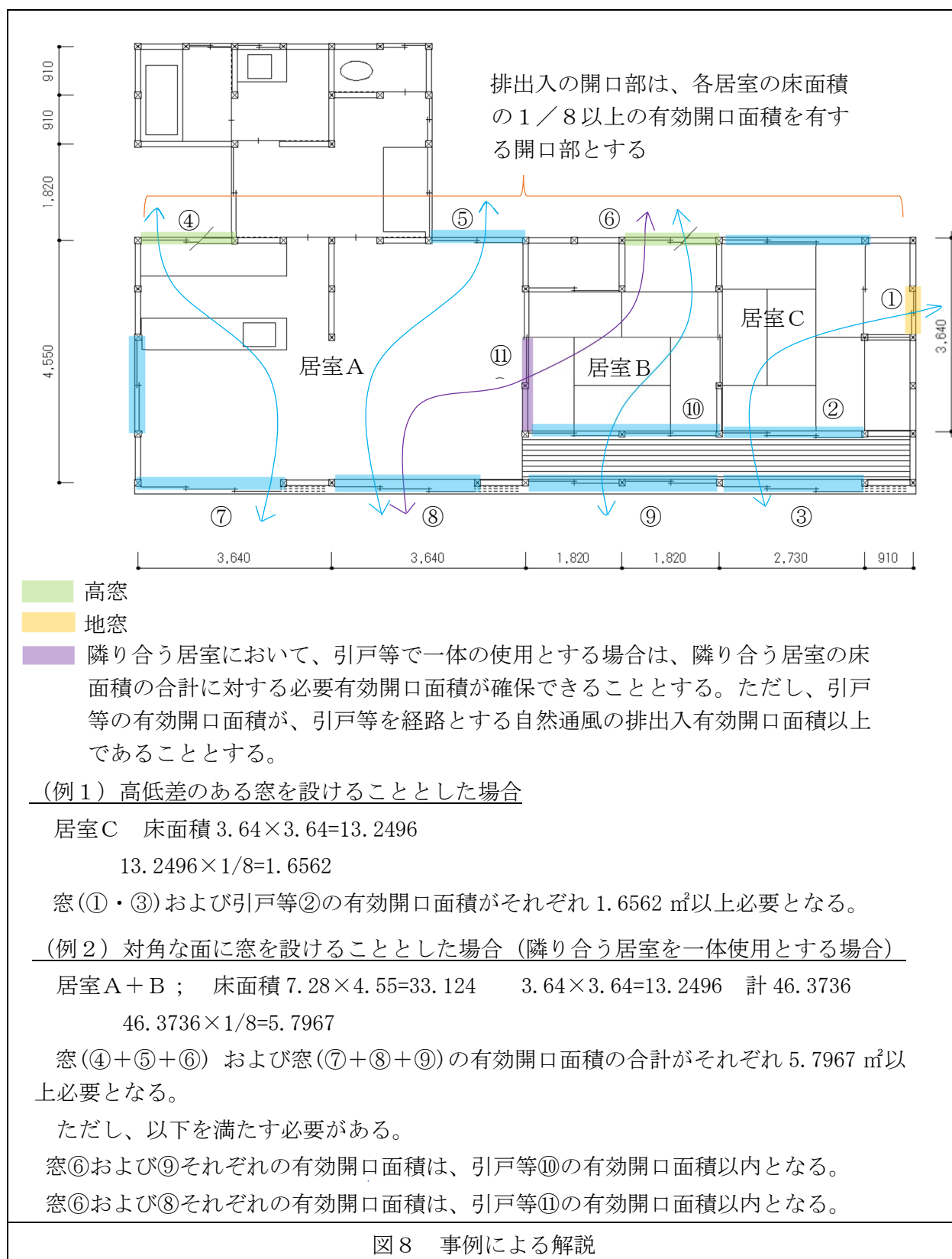
② 排出入先の開口部は、居室の床面積の1/8以上の有効開口面積を有する開口部とすること。

なお、①の(2)について、居室ごとに窓を設けることが難しい場合には、2室以上の居室間の開口部（※3）（②の有効開口面積が確保できる場合に限る。）を通じて複数の窓から自然通風を行えることとすることができる。

※3 居室間の開口部とは、引戸、引込戸もしくは欄間開口部（以下、引戸等とする。）とする。欄間開口部を障子や襖とし、有効に開口できるものを含む。

2. 確認申請時に必要な添付図書および明示すべき事項

必要な添付図書	明示すべき事項
平面図および展開図もしくは立面図 (図8参照)	・ 全ての居室において想定する自然通風の流れ ・ 各居室の床面積 ・ 排出入先の開口部の有効開口面積



3. 完了検査申請時に必要な添付書類

必要な添付書類	添付書類の内容
—	—

5 滋賀県型気候風土適応住宅の運用

(1) 滋賀県型気候風土適応住宅の基準の利用について

滋賀県型基準は、①建築物省エネ法第11条に定める省エネ適判および②同条ただし書きに定める省エネ適判を行うことが比較的容易なものとして、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第2条に定める仕様基準等によって省エネ基準へ適合させる建築物の建築基準法第6条の確認において利用されるものです。

計画する住宅の滋賀県型基準への適合は、建築士が判断し、下記の手続きを行うこととなります。

① 省エネ適判が必要な場合

一次エネルギー消費量基準に対してプログラムによる計算書等を用いて評価を行い、省エネ適判を受ける場合は、チェックリスト（別記様式第1）および適用した項目に適合していることが確認できる図面を添付した計画書を所管行政庁等に提出することとなります。

② 省エネ適判が不要な場合（仕様基準等により適合させる場合）

一次エネルギー消費量基準に対して、仕様基準等によって省エネ基準へ適合させる場合は、チェックリスト（別記様式第1）および適用した項目に適合していることが確認できる図面を添付した確認申請書を、建築主事等または指定確認検査機関に提出することとなります。

それぞれの手続きの流れは、下記フロー図をご確認ください。

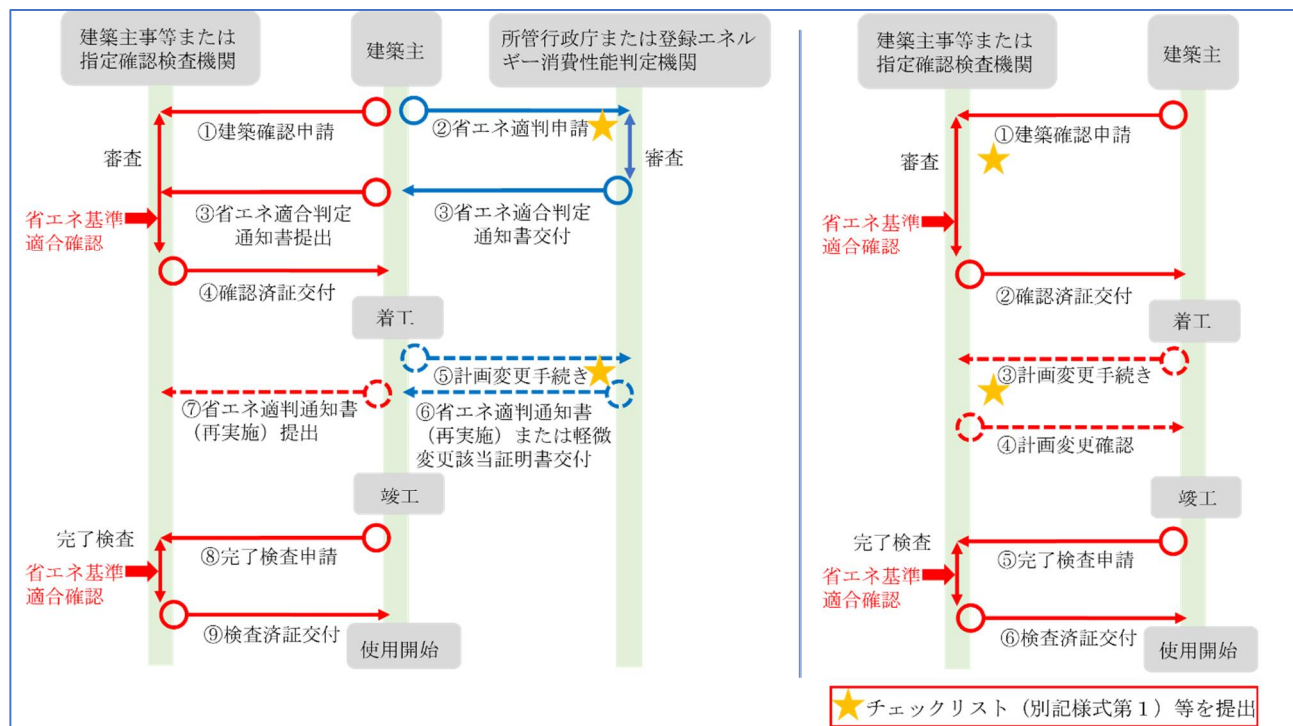


図9（左）①省エネ適判が必要な場合

（右）②省エネ適判が不要な場合（仕様基準等により適合させる場合）のフロー図
（計画変更の場合、その変更内容に応じてチェックリストの再提出が必要となります。）

また、滋賀県型基準を利用する場合、建築士から建築主への事前説明および意思確認等の手続きが必要となります。手続きの流れは、下記を参考にしてください。

- STEP 1 情報提供（滋賀県型基準の説明）および設計に関する意向の聞き取り
- STEP 2 滋賀県型基準を利用することに対する建築主の意思確認
- STEP 3 設計を行う住宅の設計、評価および建築確認等に係る図書の作成
- STEP 4 確認申請書または省エネ適判の計画書の提出

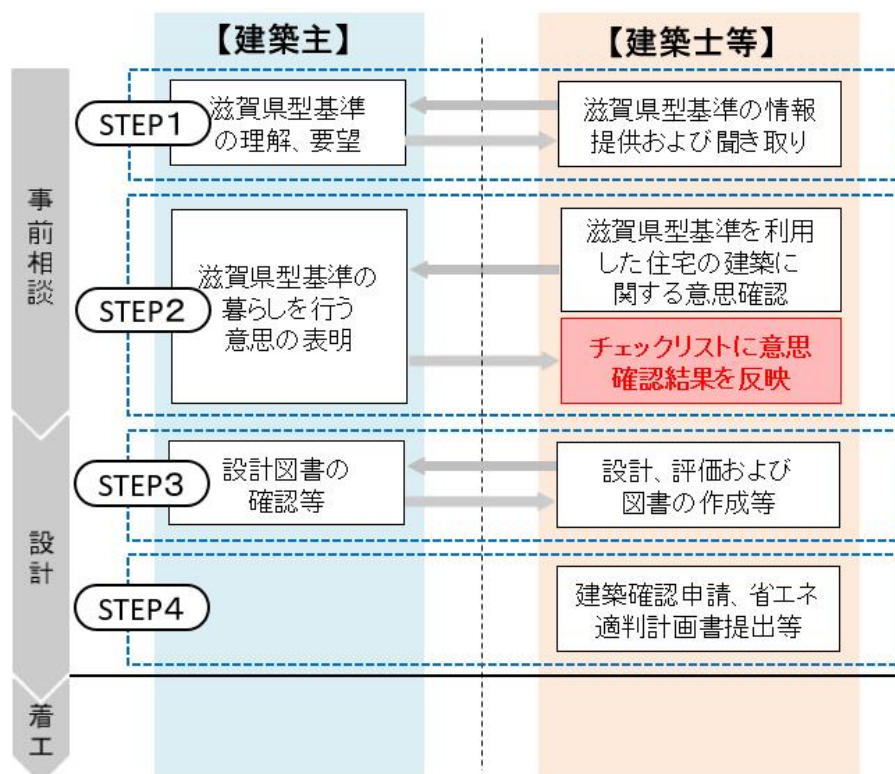


図 10 滋賀県型基準の利用に向けた 4つのステップ

滋賀県型基準については、チェックリスト(別記様式第1)において、建築士から建築主に対して、滋賀県型基準の適用を受けた計画であることの説明および建築主の意思確認の結果の記入を求めていますのでご注意ください。

※上記の基準とあわせて、下記について確認を行う必要があります。

建築主に対して、気候風土適応住宅の適用を受けた計画であることについて説明を行ったものであることとし、建築主は気象要素を制御、活用する暮らしを行う意思があること ・気象要素を制御、活用する暮らしとは、植栽、すだれ等の利用、窓の開け閉め等を活用した暮らしを行うこと	☐
---	--------------------------

※チェック項目の用語の解説等は、一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センターが発行する「『気候風土適応住宅』の解説(2024年度版)」および滋賀県型気候風土適応住宅基準 解説書を確認してください。

申請者氏名： _____ 設計者氏名： _____

(参考) チェックリスト(別記様式第1)における意思確認の項目

(2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定制度について

建築物省エネ法第10条第1項により省エネ基準に適合させなければならない建築物の建築であって建築基準法に基づく建築確認を要するものについて、建築主は原則、建築物省エネ法第11条による省エネ適判を受ける必要があります。

また、本規定を建築基準関係規定とみなす（建築物省エネ法第10条第2項）ことにより、建築基準法に基づく建築確認および完了検査の対象となり、省エネ基準への適合が建築物の工事着工や建築物の使用開始の条件となります。

具体的には当該建築物が省エネ基準に適合していることを担保するため、建築主は、所管行政庁等に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、省エネ適判を受け、適合判定通知書の交付を受けることが必要となります。さらに、建築確認においては、適合判定通知書またはその写し等がなければ、確認済証の交付を受けることができません。

省エネ適判において滋賀県型基準を利用する場合、外皮性能についてはチェックリスト(別記様式第1)および適用した項目に適合していることが確認できる図面等を、一次エネルギー消費量については一次エネルギー消費量計算プログラムおよび計算に必要な設備の仕様等が記載された図面等を、それぞれ建築物エネルギー消費性能確保計画に添付の上、提出してください。

(3) 仕様基準等により省エネ基準へ適合させる場合の確認申請について

建築物省エネ法第11条第1項において、適合義務制度の対象となる建築物の建築をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して所管行政庁等の省エネ適判を受けなければなりません。省エネ適判を行うことが比較的容易なものとして以下の①から③までのいずれかに該当する場合は、省エネ適判を要しないこととされています。

- ① 住宅の建築であって、当該住宅を仕様基準等に適合させる場合
- ② 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年省令第20号）第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（特定建築行為に係る住宅が省エネ基準に適合する住宅と同等以上の省エネ性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。）を受けた住宅の新築
- ③ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の長期優良住宅建築等計画の認定または住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第1項の長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

これら①から③のうち、滋賀県型基準を利用することができるのは、①の仕様基準等に適合させる場合のみとなります。

仕様基準等により省エネ適判を省略する場合、外皮性能についてはチェックリスト(別記様式第1)および適用した項目に適合していることが確認できる図面等を、一次エネルギー消費量については仕様基準等への適合確認に必要な設備の仕様等が記載された図面等を、それぞれ確認申請書に添付して建築主事等または指定確認検査機関へ提出してください。

また、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別記第 2 号様式である確認申請書の第 2 面 8 欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要の理由として、建築物省エネ法施行規則第 2 条第 1 項各号に掲げる特定建築行為のうち、該当する号番号等を記入することが必要です。

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】	
☐ 提出済	()
☐ 未提出	()
☒ 提出不要	(第 1 号イに該当)
【9. 備考】	

（参考）確認申請書の第 2 面 8 欄の記入例（仕様基準に該当する場合）

（４）運用上の注意について

（a）増改築における注意点

増築または改築（以下「増改築」という。）をする場合にあっては、従前の建築物省エネ法においては、当該増改築をする部分に既存部分を加えた建築物全体で省エネ基準への適合が必要でしたが、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日の改正により、当該増改築をする部分に限って、省エネ基準への適合が義務付けられるよう見直されています。

建築物省エネ法における増改築に係る部分の省エネ基準への適合の評価は、外皮性能は基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき仕様基準等により、一次エネルギー消費量は同令第 4 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき標準計算または仕様基準等により、それぞれ行うこととされており、滋賀県型基準を利用する場合は、外皮性能の仕様基準等の評価の代わりに滋賀県型基準のチェックリストによる仕様確認を行うこととなります。

既存の建築物が滋賀県型基準を利用した建築物であっても増改築する部分の仕様が滋賀県型基準によらない仕様等を用いる場合、増改築部分の外皮性能は基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イの規定に基づく仕様基準等に適合させる必要がある場合もありますので、増改築の計画の初期段階で特定行政庁等へ事前相談を行うようにしてください。

（b）計画変更における注意点

省エネ適判における、滋賀県型基準の項目に対する計画変更は、以下に該当する場合とします。

・ 滋賀県型基準の要件を満たさない外皮性能に関する変更をする場合

建築主は、計画変更により滋賀県型基準を満たさなくなった場合、外皮性能を基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イの規定に基づく性能基準または仕様基準等に適合させる必要がありますので、計画変更に係る部分の工事着手前に必ず特定行政庁等へ事前相談を行うようにしてください。

また、計画変更の際には、設計図書の修正や省エネ性能の再計算など大きな手戻りが生じ、設計委託費の増額等が必要となる場合もありますのでご注意ください。

一次エネルギー消費量については、滋賀県型基準を利用した住宅のうち省エネ適判を受けたものは、用途が変更されない場合であって計画変更が建築物省エネ法上の軽微な変更に該当する場合は、変更の省エネ適判を要しません。

また、滋賀県型基準を利用した住宅のうち仕様基準等による適合を確認したものは、一次エネルギー消費量の変更内容が省エネ基準適合に係るものであって、建築基準法令の規定に係る変更を伴わない場合は、建築基準法に基づく完了検査時に省エネ基準への適合を確認することとなります。

各手続きにおける計画変更または軽微な変更は下記の表により判断してください。

滋賀県型基準における 変更の取扱い	外皮性能の変更		一次エネルギー 消費量の変更
	滋賀県型基準の適用 項目の変更	滋賀県型基準の要件を 満たさない変更 (気候風土適応住宅 の対象外となる変更)	
省エネ適判が必要な 場合の手続き (一次エネルギー消費 量が性能基準)	軽微な変更（ルートA 扱い）として完了検査 時に適合を確認 ※ 1	計画変更の省エネ適判 が必要 ※ 2	(1) 計画変更が軽微な 変更に該当する場合 ⇒計画変更不要 ※ 1 (2) 上記以外の場合 ⇒計画変更の省エネ 適判が必要 ※ 2
省エネ適判が不要な 場合の手続き (一次エネルギー消費 量が仕様基準)	建築基準法の規定に 係る変更がなければ 完了検査時に適合を 確認 ※ 4	(1) 外皮性能を性能 基準に適合させる場合 ⇒新規の省エネ適判が 必要 ※ 3 (2) 外皮性能を仕様 基準に適合させる場合 ⇒建築基準法の規定に 係る変更がなければ 完了検査時に適合を 確認 ※ 4	建築基準法の規定に 係る変更がなければ 完了検査時に適合を 確認 ※ 4
※ 1 完了検査申請時に、省エネ基準適合に係る軽微な変更説明書へ内容を記載して提出する。 ※ 2 完了検査申請時に、計画変更の省エネ適判に要した図書および適合判定通知書またはその 写しを提出する。 ※ 3 完了検査申請時に、省エネ適判に要した図書および適合判定通知書またはその写しを提出 する。 ※ 4 建築基準法の規定に係る変更がある場合は、省エネ性能に係る変更も同時に計画変更を 行う。			

表 各手続きにおける計画変更または軽微な変更の判断

(c) 滋賀県型気候風土適応住宅のチェックリストの位置付けについて

本チェックリストは、建築確認申請において、建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2の第85の2項に掲げる「基準省令第1条第1項第2号イただし書き国土交通大臣が定める基準に適合することの確認に必要な図書」として、省エネ適判においては、建築物省エネ法施行規則第3条第1項の表の（い）欄に掲げる設計内容説明書として取り扱います。

6 関係法令等

(1) 関係法令

気候風土適応住宅に係る法令等の一覧を載せておきますので、必要に応じて条文等を確認してください。

▼建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条

(建築主の基準適合義務)

▼建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

▼建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第3条

(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模)

▼建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条

(建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為)

▼建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条

(建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

▼建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

▼建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条

(建築物エネルギー消費性能基準)

▼令和元年11月15日国土交通省告示第786号

地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準

▼国住建環第151号 令和元年11月15日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について(技術的助言)

▼国住参建第1520号 令和6年7月4日

国住参建第2615号 令和6年11月12日(最終改正)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の準備について(技術的助言)

(2) 用語の定義

① 建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）

- ・基準省令第1条に定める建築物エネルギー消費性能基準

② 外皮性能基準

- ・基準省令第1条第1項第2号イに定める基準

③ 一次エネルギー消費量基準

- ・基準省令第1条第1項第2号ロに定める基準

④ 仕様基準

- ・基準省令第1条第1項第2号イ（2）及び同号ロ（2）の国土交通大臣が定める基準（平成28年国土交通省告示第266号）

⑤ 誘導仕様基準

- ・基準省令第10条第2号イ（2）及び同号ロ（2）の国土交通大臣が定める基準（令和4年国土交通省告示第1106号）

⑥ 建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）

- ・建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定

⑦ 建築物エネルギー消費性能確保計画

- ・建築物省エネ法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画

⑧ 適合判定通知書

- ・建築物省エネ法第11条第6項に規定する適合判定通知書

⑨ 計画変更

- ・省エネ適判においては、建築物省エネ法第11条第2項に定める計画の変更
- ・建築確認申請においては、建築基準法第6条第1項に定める計画の変更

⑩ 軽微な変更

- ・省エネ適判においては、建築物省エネ法施行規則第5条に定める軽微な変更
- ・建築確認申請においては、建築基準法施行規則第3条の2第1項第16号の国土交通大臣が定める軽微な変更（平成28年国土交通省告示第1438号）

⑪ 軽微な変更説明書

- ・建築基準法施行規則第4条第1項第5号に定める書類

写真提供：滋賀県気候風土適応住宅基準検討会委員提供

作 成：滋賀県特定行政庁連絡会議

（滋賀県・大津市・草津市・彦根市・近江八幡市・守山市・長浜市・東近江市）

作 成 日：令和7年4月1日